

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、鳥栖市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 11 月 14 日

佐賀県知事      山      口      祥      義

- 1    作業種類    公共測量（G N S S による 3 級基準点測量）
- 2    作業期間    令和 7 年 10 月 20 日から令和 8 年 3 月 8 日まで
- 3    作業地域    鳥栖市の一部（神辺町及び田代大官町）